

記入例

施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園等に在籍する園児が、認可外保育施設等を利用する場合の施設等利用費

【令和 〇 年 4 月 ~ 令和 〇 年 6 月分請求用】

○幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、特別支援学校幼稚部のことをいいます。

○幼稚園等に在籍する園児が、認可外保育施設等の給付を受けることができるのは、在籍園の預かり保育事業の時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)

四半期(3か月)毎に請求書を作成して、請求してください。

※PC入力の場合は、請求者氏名欄に押印してください。

1 第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、佐賀市内に居住していることを佐賀市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを佐賀市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を佐賀市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を佐賀市が確認すること。

自署以外の場合は、押印してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※振込先は請求者本人の口座に記入してください。委任状を添付してください。

Form for caregiver information including name (佐賀 太郎), address (佐賀市〇〇町12-〇〇), and contact details.

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

Form for child information including name (佐賀 愛子) and identification number (00000000).

3. 利用した預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

Table with columns for utilization month, amount paid, utilization days, and request amount. Total request amount is 32,900 yen.

・月額上限額は、新2号認定は11,300円、第3号の場合は16,300円です。
・月の途中で認定期間が終了または開始する場合や、市町村間をまたがる転居をする場合は、裏面の「8.月の途中で認定期間が終了または開始する場合や、市町村間をまたがる転居をする場合の請求額の計算方法」を確認のうえ、記入してください。

4. 償還払いの振込先を記入してください ※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

Form for bank transfer details including bank name (銀行), branch (支店), and account number.

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍する施設（幼稚園・認定こども園・特別支援学校）について記入

フリガナ	〇〇ヨウチエン	所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
施設名称	〇〇幼稚園	(市外の場合のみ記入)	佐賀市〇〇町34 電話：
請求期間の 在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した 請求期間中に入退園した場合はその年月日を記入 令和 年 月 日		

6. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受ける場合は記入

①	フリガナ	〇〇園	所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	施設・事業名	〇〇園		佐賀市〇〇町56 電話：000-0000-0000
②	フリガナ		所在地	〒 -
	施設・事業名			電話：
③	フリガナ		所在地	〒 -
	施設・事業名			電話：

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

7. 提出が必要な書類について

添付書類（添付する書類にチェックをしてください。）	
<input checked="" type="checkbox"/>	① 利用料を請求する全ての施設の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	② 利用料を請求する全ての施設の「特定子ども・子育て支援提供証明書」の写し ※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用費を請求する場合は、 ①・②に換えて、援助を行う会員が発行した「活動報告書」を添付して下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 「施設等利用給付認定通知書」の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	④ 振込先を確認できる通帳等の写し
<input type="checkbox"/>	⑤ （申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、）本市指定の委任状

8. 月の途中で認定期間が終了または開始する場合や、市町村間をまたがる転居をする場合の請求額の計算方法

・月の途中で認定期間が終了または開始する場合や、市町村間をまたがる転居をする場合は、「月額上限額」を次の計算式により日割りで算出します。

【日割り計算式】（小数点以下切捨て） ※「転出日までのその日数」や「その月の日数」などは、各月の実日数を用います。

① 途中で認定期間が終了または別の市町村へ転出する場合 = 月額上限額 × 転出日（認定終了日）までのその月の日数 ÷ その月の日数

② 途中で認定期間が開始または別の市町村から転入した場合 = 月額上限額 × 転入日（認定起算日）以降のその月の日数 ÷ その月の日数

・市町村間をまたがる転出入後も同一の園を継続して利用する場合、(a)及び(d)欄は、佐賀市に居住中に利用した金額を記入します。

料金設定が月額の場合は、月額上限額と同様の方法で、日割りで算出します。※「月額上限額」を「施設に支払った金額(a)」に読み替えて算出